

見附市議会規程第1号

見附市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月17日

見附市議会議長 渡辺 美絵

見附市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程
見附市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年見附市議会規程
第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第10号及び様式第16号中「又は住民基本台帳カード（住
所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年12月29日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使
用することができる。

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の見附市議会の個人情報の保
護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程に
よる改正後の見附市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づ
いて提出された書類とみなす。